

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

香川県

## 2 構造改革特別区域の名称

さぬき農村ふれあい特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

香川県小豆郡土庄町、木田郡三木町及び香川郡香南町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

香川県は、四国の北東部に位置し、面積は、1,875.92 k m<sup>2</sup>で国土面積の0.5%と、都道府県の中で最も小さいが、平地と山地との面積がおおよそ相半ばしている地形は、半月形で南に讃岐山脈が連なり、これより北に向かって緩やかに傾斜した讃岐平野が広がっている。北には多数の島々が浮かぶ瀬戸内海を望み、正に風光明媚なエリアである。

また、本県の農村地域は、緑豊かな自然や美しい景観、伝統文化に恵まれ、大小様々なため池が点在するなど、地域特有の資源が多く残っており、温暖な気候のもと、比較的生産条件に恵まれた立地条件にあることから、多種多様な農畜産物が生産されている。

本県では、今後、定住人口の増加が困難な中で、交流人口の増加を通じて県経済の活性化を図ることが重要であり、また、中長期的に見ても当面は、観光の県経済に対する影響・効果が最も大きいと考え、「賑わいづくりと連携した、観光振興」に積極的に取り組んでおり、特に、最近の観光客のニーズの変化を踏まえ、このように恵まれた美しい自然や、道路密度（1?当たりの道路実延長）全国4位、道路舗装率が全国1位という県内道路利便性を活かし、体験型観光を推進している。

中でもグリーン・ツーリズムによる都市と農村の交流を地域活性化の起爆剤と位置づけ、県の長期構想である「新世紀基本構想(みどり・うるおい・にぎわい創造プラン)」の重点推進施策として積極的に推進している。

## ( 1 ) 特別区域の概要

本県では、この 10 年間に農業就業人口は約 2 割減少し、農業生産への従事度合が高い基幹的農業従事者も同程度減少しており、特に 65 歳未満の基幹的従事者は約 5 割減少するなど、農業労働力の減少・高齢化が早いテンポで進んでおり、農村地域の活性化を図ることが急務となっている。

このような状況の中、県では、平成 15 年 8 月に「かがわグリーン・ツーリズム推進協議会」を設け、グリーン・ツーリズム推進のための総合的な戦略を検討しており、特に、特別区域の範囲である土庄町、三木町、香南町をモデル的地区として力を入れている。また、各町においても、グリーン・ツーリズムモデルコースの設定や農業体験情報の発信、さらに農業体験施設の整備に対する支援を行い、都市と農村の交流に積極的に取り組んでいる。

このうち、土庄町については、県内 3 大観光地の 1 つである「小豆島」にあり、その小豆島への主要な玄関港である「土庄港」を有し、四国本土のみならず、中国・関西地域からの観光客の受入れ態勢が整っている。また、温暖な瀬戸内の気候を活かし、「みかん」や「イチゴ」等の果実栽培が盛んであり、観光地という立地条件を活かし、地元観光ホテルと連携した「みかん狩り」や「イチゴ狩り」等の観光農園に積極的に取り組んだ農業経営が行われている。

しかし、島嶼部ということもあり、人口は減少傾向（平成 14 年 10 月 1 日：17,250 人）にあるとともに、老年人口比率 29.2% と県内 7 市 30 町中、8 番目に高く、過疎化、少子高齢化、景気の低迷などにより、地域活力の低下が懸念されている。

そこで、四国のみならず中国・関西地域からの観光窓口という地域特性を最大限に活かした、多様な体験型ツーリズムの振興を中心にした地域づくりが急務となっている。

また、本県では、昭和 63 年 4 月の「瀬戸大橋」の開通、平成元年 12 月の「新高松空港」の開港、平成 15 年 3 月の「四国横断自動車道」の全面開通により高速交通網が完成し、これらを活用した、交流人口の増加による地域の活性化を推進している。

その中で、三木町については、四国横断自動車道(さぬき三木 I.C)を活かし、四国内だけでなく中国・関西地域からの観光客の増加による地域の活性化を進めている。

また、当町は県都高松市民の食糧の供給基地として農業が盛んであり、

中でも、近年、「イチゴ」栽培が盛んとなり、このイチゴを活かして「いちごワイン」が開発され、また、「実なりイチゴのプランター販売」や「イチゴ狩り」など、高松等の都市住民を対象とした観光農園・市民農園に積極的に取り組んでいる。

さらに、最近では、町南部の讃岐山脈の麓では搾乳や畜産物加工など、体験型畜産業の取り組みも始まっている。

そこで、今後は、四国だけでなく、中国・関西地域からの窓口という地域特性を最大限に活かした、多様な体験型ツーリズムの振興を中心にした地域づくりを一層推進する必要がある。

また、香南町については、讃岐山脈の緑豊かな丘陵に開港した、本県の空の玄関「高松空港」があり、空港北部には「さぬき空港公園」、南側には「さぬきこどもの国」が整備され、空港を核とした観光スポットがオープンしている。この観光スポットとの相乗効果を期待し、県民のみならず、関西・関東地域の観光客も対象に、空港に隣接する地に、「体験農園・市民農園」や、近年爆発的に人気となった「さぬきうどん」のうどん打ち体験などが楽しめる「農産物加工体験施設」等の総合的な農業体験施設「香南アグリーム」が整備され、積極的に体験型観光に取り組んでいる。

そこで、今後は、県内都市住民だけでなく、空の玄関（東京、福岡、仙台、鹿児島、那覇、ソウル）という地域特性を最大限に活かした、多様な体験型ツーリズムの振興を中心にした地域づくりを一層推進する必要がある。

## （２）農業生産法人の現状

県では、県農業会議と緊密な連携のもと、農業経営の効率的かつ安定的な発展を図る上で有効な手法となる法人の育成・確保に努めており、平成15年3月末で、県下の農業生産法人は、68法人となっている。

特別区域における農業生産法人は、土庄町2法人、三木町5法人、香南町2法人で合計9法人であるが、今回の申請に当たって、5法人から早急に規制の特例措置を活用した経営規模の拡充を図りたい旨の申し出がある。

## （３）農家民宿の現状

本県では、現在、3軒の農家民宿が営業しており、三木町の農業生産法人が、特例措置を活用し農家民宿の開設に向け準備している。

#### (4) 特別区域におけるグリーン・ツーリズムへの取り組み

現在、この区域では、次のようなグリーン・ツーリズムへの積極的な取り組みが行われている。

広域連携によるグリーン・ツーリズムモデルコースの設定

- ・さぬきの屋根を巡るコース（三木町ほか2町）
- ・瀬戸内海とオリーブを巡るコース（土庄町ほか2町）
- ・花めぐり、うどんのふる里コース（香南町ほか3町）

インターネット及び広報媒体による体験施設・イベント情報の発信  
（土庄町、三木町、香南町）

モデル地区において、農業体験ツアーや伝統芸能、地域イベントなどの実践活動や交流促進施設などの整備を支援(平成15年香南町、平成16年土庄町及び香南町で予定)

農村地域に残る豊かな自然空間や古民家、廃校などの地域資源を活用し、市民農園や交流拠点施設など体験交流空間の整備や農村景観の保全(平成16年度三木町で予定)

また、現在設置している、関係町、県の実務者で構成する「かがわグリーン・ツーリズム推進協議会」の構成メンバーを、今後、JA、観光業者、関係農家等に拡大し、地域が一体となって観光農業展開の方策を検討し、モニターツアーの実施など散発的に行われている個別の取り組みのネットワーク化を図り、都市と農村との交流の推進による農村地域の活性化、県経済の活性化を目指す。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### (1) 本県経済の活性化（「中長期的な経済活性化戦略」）

本県では、本年6月に長引く厳しい景気・雇用情勢を踏まえ、本県経済を持続的に発展・活性化させるために、次の2つを戦略目標とする中長期的な方針を「中長期的な経済活性化戦略」として取りまとめ、強い目標意識を持って県経済の活性化に取り組んでおり、本特区計画を積極的に推進することにより、基本戦略の第1である「賑わいづくりと連携した観光の振興」に多大なる寄与が図られる。

## 「中長期的な経済活性化戦略」

平成15年6月23日：香川県経済活性化戦略本部策定

### 【戦略目標】

産業空洞化の流れの中で、地域経済として自立できる地域内発型の経済活性化

来るべき広域連携の時代を睨み、四国における中枢拠点機能の確保

その中で、県民からの意見をもとに、今後、定住人口の増加が困難な中で、交流人口の増加を通じて活性化を図ることが県として重要であり、また、中長期的に見ても、当面は、観光の県経済に対する影響・効果が最も大きいと考え、戦略目標を達成するための基本戦略の第1番目に「賑わいづくりと連携した観光の振興」を掲げ、県経済の活性化に取り組むこととしている。

そして、主要な施策方向として「新しい魅力を持った観光資源の強化・創造」を掲げ、

（観光資源のテーマに沿ったハード・ソフトの基盤を整備し、四国88ヶ所巡りのいやしツアー、グリーン・ツーリズム、里山ツアーなどのテーマ観光を推進する。

また、「観光ニーズの変化への対応」として、

（観光客のニーズの変化を踏まえ、小グループ化、滞在型、体験型、まちづくり型の観光に対応した観光振興策を展開する。

などにより、新しい魅力を持った農業や畜産と都市住民との交流を通じた農業体験型観光の推進と農村地域の活性化のために、グリーン・ツーリズムを積極的に推進している。

### (2) 農村滞在型余暇活動を活用した観光振興等

都市住民をはじめとする多くの人々は、「ゆとり」や「やすらぎ」を求めるなどの価値観の多様化が進み、単なる観光から体験・滞在型観光への大きな流れがある。

このため、規制の特例措置の活用により、農業生産法人が行う観光農園や市民農園など主として都市の住民による農作業の体験のための施設のほか、農作業の体験を行う都市の住民等が宿泊するための施設、これら施設内に設置された小動物園、喫茶などの農畜産業を生かした販

売・交流施設の設置や管理・運営、また、当該活動を行う者を宿泊させ、これら施設において行われる各種サービスの提供する事業を拡充することにより、当該地区の地域資源等を活かして農村滞在型余暇活動を促進し、体験型による都市と農村の交流を積極的に進め、本県観光振興を推進するとともに、当該地域の振興、当該地域で農業を行う農業生産法人の農業生産の安定発展を図る。

また、農家民宿事業を営む場合における簡易な消防用設備等の容認により農家民宿事業が促進され、滞在型による都市と農村の交流を促進することができる。

本特区計画が認定されることにより、地域が一体となって取り組んでいる観光農業の推進に、宿泊体験や観光農園の活用等多彩な交流メニューを拡充することが可能となり、更なる交流の促進が図られることが期待できる。

### (3) 農村地域の活性化

規則の特例措置の活用により、農業生産法人が行うことができる農業関連事業の範囲が拡大し、都市住民等の交流・体験サービスのニーズに即した多様な展開と、魅力ある多彩なサービスの提供が可能となる。

さらに、農畜産業体験を通してふれあった農家に宿泊する「農家民宿」の整備を推進することにより、特別区域内の自然豊かな農村と、ありのままの農畜産業を身近に感じてもらうことにより、都市と農村の交流をさらに深めるとともに、都市住民の定住促進を進め、引いては新規就農につなげる。

このような農業や畜産業を活かした体験型観光は、本県では端緒にすぎたばかりであるが、本特区計画により都市と農村の交流が促進されることは、農業者の減少、高齢化の進行した農村地域にとって、活性化の重要な手段として期待されるものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

都市住民の心のゆとりとやすらぎを求める意識が高まるなか、「都市との共生、快適で生き生きとしたむらづくり」をテーマに、農業・農村の理解促進とともに、都市住民のニーズに対応したグリーン・ツーリズムの推進により、農村と都市との交流促進を通じた地域の活性化を図る。

特に、グリーン・ツーリズムの早期定着に向け、県独自の支援策による、それぞれの地域資源を生かした滞在型、体験型観光などの重点的な取り組みを進めるとともに、今後、規制の特例措置の積極的活用により、地元農業生産法人、農業従事者、農業・観光関係団体、各町とも密接な連携のもと、当該農村地域の振興、ひいては県経済の活性化を目指す。

## 【目標】: 交流人口の増加によるさぬき農村ふれあいエリアの形成

- ・ 農業生産法人のグリーン・ツーリズム関連事業の拡大の推進

平成 22 年度までに

- 1) 都市農村交流人口を 5 倍に拡大する。
- 2) 売上額を 3 倍に増大する。
- 3) 新たにグリーン・ツーリズム関連事業に取り組む農業生産法人を 3 法人育成する。

特別区域における、都市農村交流人口等

項目	現在 (平成 14 年度)	目標	
		平成 18 年度	平成 22 年度
交流人口	48 千人 (うち宿泊 35 人)	145 千人 (うち宿泊 120 人)	238 千人 (うち宿泊 200 人)
売上額	67 百万円	135 百万円	198 百万円

- ・ 特定した農業生産法人は、特別区域内において、グリーン・ツーリズム関連事業を展開する 5 法人であり、土庄町：2 法人、三木町：2 法人、香南町：1 法人である。
- ・ 目標値は、規制の特例措置の適用を踏まえて想定。
- ・ 現在値の交流人口・売上額において一部法人は、推計。

### 都市と農村のふれあい交流人口の増加

特別区域内の農業生産法人は、それぞれの地域特有の自然環境や文化を生かし、観光農園や体験農園などを実施しているが、法人によっては、グリーン・ツーリズム関連事業に取り組み始めたばかりであるとか、農業生産法人の事業要件により、農業及びその関連事業が売上高の大半を占めているのが実情である。

そこで、規制の特例措置の適用により、

従来の通過型観光からゆとりある体験型観光としての観光農園  
実際に緑や土や家畜にふれる体験農園  
農畜産物の新たな発見を楽しむ農畜産物の加工体験

より深い交流を通して自然を身近に感じ、農畜産業の体験などを通じて、農業・農村の本質にふれられる「農家民宿」

実際に「ふれる、あじわう」ことのできる ~ までの施設内に設置された小動物園、喫茶などの農畜産業を生かした販売・交流施設

などのグリーン・ツーリズム関連事業の充実・拡大を促進し、多種多様な都市住民のニーズに柔軟に対応できるよう受け入れ態勢の整備・充実に努め、都市と農村の交流人口を増加させる。

#### 新しいアグリビジネススタイルの確立

規制の特例措置の積極的活用に加え、県独自の支援策を活用することにより、農業生産法人の行う事業とグリーン・ツーリズムとの融合を促進させ、グリーン・ツーリズム関連事業を地域固有の資源を活用した新たな産業として確立し、農業生産を核とした加工・流通・交流などの各部門を総合的に行なう、アグリビジネス(農業の6次産業化)を一層推進し、農業生産法人の経営の拡大を図る。

#### 魅力あふれるむらづくり

特別区域内の自然環境・歴史・文化など地域資源を有効に活用し、さらに既存の観光資源との連携を図り、新しい魅力を持った資源の強化・創造により、日帰り型、滞在型や体験型、まちづくり型など、グリーン・ツーリズムのコンセプトは、アイデアを生かした個性のあるものとし、また、多種多様なニーズを持った都市住民にアピールできるものとして、魅力あふれるむらづくりを推進する。

具体的には、市民農園や体験農園、農作業体験や農畜産物の加工体験などふれあい体験活動の場の整備や産地直売施設の計画的な整備促進、農家民宿の開業の促進、これら施設と農村の有するありのままの豊かな自然、文化と既存の観光資源を有機的に組み合わせたグリーン・ツーリズムを推進する。さらに、各種媒体を通じ、農村から都市への情報発信の充実・強化に努める。

また、特別区域の成果は、他の市町及び農業生産法人への波及効果も見込まれることから、特別区域の追加も考慮しながら各種施策を展開する。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果



( 1 ) 県経済の活性化

特別区域内の自然環境・歴史・文化など地域資源を有効に活用し、さらに既存の観光資源と連携した、新しい魅力を持った資源の強化・創造により、アイデアを生かした個性あるグリーン・ツーリズムと規制の特例措置を積極的に活用する地域農業の担い手となる農業生産法人が行う各種事業との融合を図ることにより、特別区域における都市農村交流人口の増大が図られ、農業・農村及び観光産業の活性化に直結する。

さらに、農業・観光産業の活性化は、他の多くの地域産業にも多大な波及効果を及ぼし、本県産業の振興、ひいては、県経済の活性化に結びつくこととなる。

規制の特例の適用と国及び県独自の各種施策を一体的に推進し、「賑わいづくりと連携した観光の振興」に積極的に取り組むことにより、平成 22 年に農業生産法人の行うグリーン・ツーリズム関連事業が 8 法人で交流人口が 24 万人になった場合は、県経済へ 7 億 3 千万円の波及効果が見込まれる。

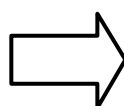
**< さぬき農村ふれあい特区による経済波及効果 >**

(平成 22 年 : 農業生産法人 8 法人、都市農村交流人口 (入込み客) 24 万人として推計)

都市農村交流人口の増加

香川県に大きな経済効果

現在の経済効果  
< 都市農村交流人口 >  
48,071 人



平成 22 年  
< 都市農村交流人口 >  
240,000 人

生産誘発効果

2億 1千万円

生産誘発効果

7億 3千万円

**約 5 億円の新たな経済波及効果**

注 : 現在の都市農村交流人口・・・特別区域内における、5 農業生産法人の観光農園等への入込み客数 (平成 14 年度、一部推計)

## ( 2 ) 農業生産法人の育成及び経営の安定

都市と農村の交流を促進することにより交流人口が増加し、農畜産業体験施設利用料、農畜産物や農畜産加工品等の売上げ、宿泊・飲食費などによる経済効果が期待され、農業生産法人の所得の向上や農畜産業の2次及び3次産業化による経営の安定が図られる。

また、特別区域内はもとより、県下の他の農業生産法人への波及効果も大きいと見込まれることから、農業生産法人の育成にも効果が大きいと考えられる。

## ( 3 ) 地域の農業振興及び活性化

現在、個人の事業として個々に行われている体験型観光農業が、特別区域に認定されることにより、相互に連携して実施されるようになることから、観光農園や市民農園の拡大や農家民宿の開設・拡大などによる農畜産業者の副次的収入の増加とともに、都市と農村の交流人口の増加が見込まれ、活力のあふれる農業振興が図られる。さらに既存の観光業の活性化等による地域の活性化など、その経済的効果は大きいと考えられる。

## ( 4 ) その他の効果

地域住民と都市住民等との顔が見える交流が可能となることから、第2の「ふるさと」を提供し、新たな人的な交流が生まれ、生きがいづくりにも繋がるとともに、ありのままの豊かな自然を感じて、農畜産物や文化、自然などの地域資源の再発見、再評価の絶好の機会ともなる。

## 8 特定事業の名称

- 4 0 7 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
- 1 0 0 5 農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業

## 9 構造改革特別地域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) グリーン・ツーリズム推進事業

#### グリーン・ツーリズム推進事業

市町間の広域的な連携やグリーン・ツーリズム関連施設等のネットワーク化による受け入れ態勢の整備を図るとともに、グリーン・ツーリズム情報を発信する。

- ・ 広域連携によるグリーン・ツーリズムモデルコースの設定
  - 1) さぬきの屋根を巡るコース(三木町ほか2町)
  - 2) 瀬戸内海とオリーブを巡るコース(土庄町ほか2町)
  - 3) 花めぐり、うどんのふる里コース(香南町ほか3町)
- ・ グリーン・ツーリズムガイドマップ(産直編、体験施設編)の作成・配布
- ・ インターネット及び広報媒体によるグリーン・ツーリズム情報の発信(体験施設・イベント情報の発信：土庄町、三木町、香南町)

#### グリーン・ツーリズムモデル地区実践支援事業

グリーン・ツーリズムモデル地区などにおいて、農業体験ツアーや伝統芸能、地域イベントなどの実践活動や交流促進施設などの整備を支援する。(平成15年度香南町、平成16年度土庄町及び香南町実施予定)

#### グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業・やすらぎ空間整備事業

- ・ 実務担当者で構成する推進組織「かがわグリーン・ツーリズム推進協議会」を設置(平成15年8月)し、本県のグリーン・ツーリズムの効率的かつ円滑な実施方策を確立する。
- ・ 農村地域に残る豊かな自然空間や古民家、廃校などの地域資源を活用し、市民農園や交流拠点施設など体験交流空間の整備や農村景観の保全を行なう。(平成16年度三木町実施予定)

### (2) ふるさとと水と土保全対策事業

#### たなだの学校

都市住民が棚田の持つ多面的機能や保全の重要性を学習して理解を深めるため、農作業体験や美化活動を実施する。

### ふるさと探検隊

都市住民がため池や用水路などの土地改良施設の重要性について学習し、理解を深めるため、土地改良施設を巡るモデルツアーを実施する。

### (3) 経営構造対策事業

認定農業者の育成、農業法人経営の発展など、担い手となる経営体の育成・確保を目標に、地域全体の合意形成を行い、総合メニュー方式により都市農村交流、生産、加工、流通を一体とした複数施設の整備を実施する。  
(平成12年度～14年度香南町実施)

### (4) 農業法人等育成支援事業

農業生産法人の育成及び経営の安定を図るため、香川県農業会議内に設置している「香川県農業法人指導センター」が中心となり、法人設立のための啓発や指導、経営指導などを行う。

別紙（特定事業番号）：407

## 1 特定事業の名称

農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内に農家民宿を開業しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

## 4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」、「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。なお、まずは、三木町の農業生産法人にて、農家民宿の開業に当たり特定事業の活用が決まっている。

## 5 当該規制の特例措置の内容

### （1）規制の特例措置の必要性

近年の、農作業や農畜産物の加工体験、さらに自然とのふれあいに対する要望が高まる中、新しい宿泊形態として農家民宿を進めるためには、農家民宿事業の実施に当たっての負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置については、前記ガイドラインが適用されることから、農家民宿の開業促進のためには特例措置の適用は不可欠である。

### （2）要件適合性を認めた根拠

農作業の体験を行う都市の住民等が宿泊するための「農家民宿」の整備を推進することにより、特区域内の自然豊かな農村と、ありのままの

農畜産業を身近に感じてもらい、都市と農村の交流の更なる促進が可能となり、地域の活性化につながることを期待できる。

#### 誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において、

ア 各客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること

イ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3メートル以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること

ウ 農家民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること

の全ての条件を満たしている場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインを適用する。

#### 消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿において、

ア 「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件(前記5の(2)の)」を満たしていること

イ 客室が10室以下であること

ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。）が明示されていること

の3要件を満たしている場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前記ガイドラインを適用する。

別紙（特定事業番号）： 1 0 0 5

## 1 特定事業の名称

農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の農業生産法人

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

## 4 特定事業の内容

特区内にある農業を行う農業生産法人が、特区内において、その行う農業に関連する事業として、農村滞在型余暇活動などに利用されることを目的とする観光農園や市民農園など、農作業体験のための施設の管理・運営、農作業の体験を行う都市の住民等が宿泊又は休養するための農家民宿、これら施設内に設置された「小動物園」、「喫茶」などの農畜産業を生かした販売・交流施設の設置及び運営並びに当該活動を行う者を宿泊させ、当該活動に必要な各種サービスを提供する事業を行う。

## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 規制の特例措置の必要性

特別区域内では、農業者の減少や高齢化、さらに担い手不足などが進行しており、地域農業の振興が課題となっている。

規制の特例措置の活用により、農業生産法人が観光農園や市民農園、農家民宿などの農作業体験のための施設の設置・運営など、多彩な事業展開が可能となることにより農業振興が図られる。

一方、農業や畜産業、さらに農村体験へのニーズが高い都市住民にとっても、観光農園や市民農園などの活用による農作業体験等が可能となることから、有効な対策となる。

経営の多角化による農業生産法人の経営の安定をなお一層推進するためには、規制の特例措置により農業関連事業の範囲が拡大が必要であることから、特例措置の適用は不可欠である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

特別区域内の3町では、平成7年において、農業就業人口8,282人のうち、65歳以上の農業者が1,929人(就業率23%)であったが、平成12年には、農業就業人口7,561人のうち、65歳以上の農業者が2,721人(就業率36%)へと拡大している。また、農業の担い手となる認定農業者についても、平成9年度の119人から平成15年度には131人へと微増にとどまっているなど、農業従事者の高齢化や担い手不足が課題となっており、早急に農業振興を図る必要がある。

また、風光明媚な観光地である小豆島、高松空港や四国横断自動車道のI.Cが設置されているなど、それぞれ利便性に優れた純農村地域に位置することから、自然、文化などの地域資源と連携した観光農園や農畜産物の加工体験等は、都市と農村の交流を希望する都市住民等にとっても、期待が高いと思われる。

そこで、今回、特区制度を活用して農業生産法人の行う農業関連事業を拡大し、都市住民等との交流促進を有効に活用することにより、農業の振興はもとより、地域の活性化を図る。

なお、今回、規制の特例措置を受ける主体である農業生産法人は、グリーン・ツーリズムに積極的に取り組んでいる優良法人であり、今後、他の農業生産法人へと波及し、都市住民等との交流が更に促進され、地域の活性化に繋がることを期待できる。